「隠岐の島町いじめ防止基本方針（改訂ダイジェスト版）」（改訂の主なポイント）

１．幼児期の取組（町の取組）

○特に、幼児に　関わりの深い保護者や保育士等が、日頃から幼児の人権感覚を育てていけるよう、自分の気持ちを言葉などで伝えることの大切さを教える取組を働きかける。

２．重大事態の調査結果の報告や再調査（町の取組）

○調査は、重大事態の「疑い」が生じた段階で開始しなければならない。
○被害児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。
○調査実施前に、被害児童生徒・保護者に対して、内容について説明する。
○調査結果を町長に報告する際、被害児童生徒・保護者は、調査結果に係る所見をまとめた文書を、当該報告に添えることができる。
○以下に掲げる場合（略）は、教育委員会又は学校による重大事態の調査が不十分である可能性があるため、町長は再調査の実施について検討する。

３．特に配慮が必要な児童生徒への対応（学校の取組）

○以下の児童生徒はもとより、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に実施する。
　ア　発達障がいを含む、障がいのある児童生徒
　イ　海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、及び国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
　ウ　性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒
　エ　東日本大震災により被災した児童生徒、又は原子力発電所事故により避難している児童生徒

４．法の理解増進（町・学校の取組）

○保護者など町民に広く、いじめの問題やこの問題への取組についての理解を深めるべく、ＰＴＡや地域の関係団体等との連携を図りながら、法の趣旨及び法に基づく対応に係る広報啓発を充実する。

５．インターネット上のいじめ（学校の取組）

○学校は、情報モラルを身に付けさせるための教育の充実等を図るとともに、保護者への啓発を行う。
○学校は、被害の拡大を避けるため、直ちに削除するなどの措置をとる。法務局や警察等と適切な連携を図る。関連の事業者にも協力を求めながら、情報モラルを身に付けさせるための教育の充実等を図るとともに保護者への啓発を行う。

６．いじめが解消している状態等（学校の取組）

○すべての教職員の共通理解を図るため、年に複数回、いじめの問題に関する校内研修を実施するよう、取組を促す。
○学校基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。
○教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、すみやかにいじめ防止対策委員会等の組織に報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。
○いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。
　1）いじめに係る行為が止んでいること
　2）被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと